

今回の震災では、災害時のマニュアルを策定していたにもかかわらず、実際にはそのとおりに動けなかった会社もありました。その理由は为什么呢。

中野 第一に、マニュアルが抽象的だったということですね。具体的に「どう動くのか」を示していないものを準備していたことが原因ではないでしょうか。おそらく、どの会社においてもマニュアルは存在していたと思います。ところが避難訓練は年に二回程度しかなく、作ったマニュアルが機能するのかわからず、不足している部分はないのかといった具体的な確認や修正などはできていなかったわけです。

訓練不足が生んだ 使えないマニュアル

マニュアル自体の問題点がわからなかったわけですね。

中野 これまでの典型的な日本企業のマニュアルには、例えば反社会的勢力や総会屋関係への総務部や法務部の対応策として「毅然とした態度で対処する」等の抽象的な指示が書いてありました。「毅然とした」とは具体的にはどんな対応を指すのか示されていません。ですから結局は何もできないのです。

BCPの現状を徹底レポート INTERVIEW

撮影 / 黒田雄一

このようなマニュアルを作成しているのが企業の現状だったわけですから、今回の震災のように具体的に動かなければならない事態に陥っても「何もできない」まま時間が経ってしまったのではないのかと思っています。

具体的な行動が示されていなければ意味がありません。

中野 そうです。そして、第二には「まさかこんな大規模な災害が起こる」とは思っていないかった」ということではないでしょうか。

阪神・淡路大震災などを踏まえた過去の教訓や、中央防災会議では首都直下や

震災を契機に進化するBCCP(事業継続計画)

見直しのポイント ココだ!

巻頭 インタビュー

東日本大震災では、多くの企業で災害対策への不備が明らかになった。今回の震災が企業のBCP(事業継続計画)にどのような影響を与えていくのか。日本弁護士連合会東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部事務局長代行の中野明安氏に聞いた。

宮城県沖において地震が起こることは予測されていましたが、今回の津波被災地は過去に何度も津波があったところ。そういった情報・データを基に、万一に備えた対策を行うことはできたはず。ですから、普段から今回の震災のような事態が起こり得るという心構えを持っていれば、次の段取りも組めたのではないかと思います。

経営サイドでの問題はあるでしょうか。

中野 「BCP」がうまく機能するためには、避難訓練を頻繁に行い、従業員の指導を行うことのほかに、忘れてはならないのが、経営トップの訓練です。経営トップが緊急事態を想定して非常時に自分で判断する訓練をしておく必要があります。

今回の震災では、せっかく作成したマニュアルを読んでいなかった、また、消防法の消防計画すら思い出さなかったという経営者も少なくないと思います。日ごろから訓練しておかなければ、基本的なことさえ思い出せません。

足りなかった想定力

中堅・中小のBCP策定が急務

今回の地震や津波は、やはり「想定外」と言えるものだったのでしょいか。

中野 まさに想定外と言えます。私自身、

首都直下型地震に対するシミュレーションをした経験はありましたが、今回ほどの広域的な被害はまったく想定していませんでした。津波の怖さについても、正直ここまでとは認識していませんでした。

昨年の五月にアメリカのニューオーリンズに視察に行き、五年前のカトリーナ台風によって建物が流失し、土台だけになってしまった住宅街の風景を目の当たりにしてきました。まさか日本でも同じ光景を見ることになるとは思いませんでした。私は、今回、カトリーナ台風と同じようなレベルの災害が日本で起こることを予想して視察をしたわけではありませんが、実は昨年の四月に中央防災

弁護士

中野明安

Akiyasu Nakano

会議で、東京近郊にカトリーナ級の台風がきた場合、東京湾の高潮等によりカトリーナの約二倍の死者が出ると試算され、公表されていました。

しかし、私を含め、皆さんの防災意識の高まりはそれほどなかったように思われます。「想定する」ことの難しさを感じます。

表 不公正な取引方法の類型

法2条9項	1号	法定共同供給拒絶		
	2号	法定差別対価		
	3号	法定不当廉売		
	4号	法定再販売価格維持		
	5号	法定優越的地位の濫用		
	6号	一般指定	第1項	共同の取引拒絶
			第2項	その他の取引拒絶
			第3項	差別対価
			第4項	取引条件等の差別的扱い
			第5項	事業者団体における差別的取扱い等
			第6項	不当廉売
			第7項	不当高価購入
			第8項	ぎまんの顧客誘引
			第9項	不当な利益による顧客誘引
			第10項	抱き合わせ販売等
第11項	排他条件付取引			
第12項	拘束条件付取引 【J社事件】			
第13項	取引の相手方の役員選任への不当干渉			
第14項	競争者に対する取引妨害 【D社事件】			
第15項	競争会社に対する内部干渉			

〔注1〕「排除措置命令」とは、公取委が法に定める手続に基づき違反行為を排除するために必要な措置を命ずることであり、違法状態を排除し原状回復を行うことを目的とする行政処分である。2005年改正前においては、排除措置命令は審決によって行うことになっていたが、改正後は、行政処分たる排除措置命令がまず行われ、不服がある者は審判請求をして審判が行われることになった。

〔注2〕法定類型は、当然に公正競争を阻害するおそれがあるとされている。

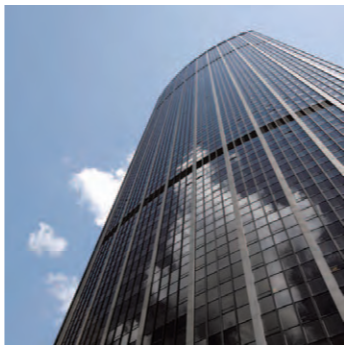
〔注3〕特殊指定は特定の業界のみを対象としているものなので、類型化の対象外とした。

者同士が取引価格や供給数量などを取り決めて、競争をしないようにする「カルテル」や、公共事業の入札で入札参加者が話し合ってお互いに受注者や受注価格を決める「入札談合」などを行うことにより、一定の市場における競争を実質的に制限することである。市場機能を直接的に侵害する最も悪質な行為なので、公取委もこれまで最も積極的に摘発を行ってきたので、違反事件数が最も多い類型である。

③「不公正な取引方法」は、本稿で取り扱う違反類型であるが、公正競争を阻害するおそれのある行為と言われている。「公正競争を阻害するおそれ」と言われてもピンとこないが、

- 自由競争が妨げられていること
- 競争手段が価格・品質・サービスを中心としたものでないこと

おむら・たけし
フォーサイト総合法律事務所代表パートナー弁護士。上場企業および上場を目指すベンチャー企業の企業法務を中心に扱う。著書に「新株予約権・種類株式の実務」(第一法規)、「最新会社法の基本と仕組みがよくわかる本」(秀和システム)、「ベンチャー企業のための使える会社法」(税務経理協会)、「上場ベンチャー企業の粉飾・不正ファイナンス」(中央経済社)等多数。



独占禁止法適用の現状と企業における留意点

～「ジョンソン・エンド・ジョンソン事件」と「ディー・エヌ・エー事件」を契機にして～

企業活動が多様化する中、特に注意が必要となる独占禁止法への対応。「不公正な取引」とされた事例から、留意点等を探る。

弁護士 大村 健



二件の事案の概要、排除措置命令の内容等を解説しつつ、企業においてはどのような点に留意すべきなのかを解説するものである。

② J社事件とD社事件の独占禁止法上の位置づけ

まず、本稿の題材の独占禁止法上の位置づけを確認するために、独占禁止法で禁止されている行為類型についておさらいをしておこう。

独占禁止法で禁止されている行為類型は、

- ① 私的独占
- ② 不当な取引制限
- ③ 不公正な取引方法
- ④ 事業者団体規制
- ⑤ 企業結合規制

であり、①～③は「三大違反類型」と呼ばれている。この内容を簡単に説明すると、以下のとおりである。

- ①「私的独占」は、事業者が他の事業者の事業活動を排除したり、支配することによって、一定の市場における競争を実質的に制限することであり、違反事件数はそれほど多くはない。
- ②「不当な取引制限」は、事業

▼取引主体の自主的な判断で取引が行われていないこと

により競争秩序に悪影響を及ぼす行為と説明されている。

不公正な取引方法は、一つの行為類型ではなく、公正競争を阻害するおそれのあるもののうち、

・法2条9項1号～5号に列挙された五類型に該当するもの(法定類型)〔注2〕
 ・法2条9項6号に列挙された六類型に該当し、公取委が告示によって指定しているもの(指定類型)

の二つに分類され、指定類型には、あらゆる業種に適用される一般指定と特定の業種にだけ適用される特殊指定とに分類される。

このような不公正な取引方法を類型化してまとめると表のようになる〔注3〕。

③ J社事件

(1) 事案の概要

J社は、コンタクトレンズの販売を営んでおり、わが国において、一日使い捨てタイプのコンタ